

令和6年度 育徳園保育所(仮園舎) 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 育徳園
所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町 5-12-5
電 話 番 号	06-6621-1901
代表者氏名	理事長 早川誠次

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	育徳園保育所
施 設 の 所 在 地	大阪市阿倍野区阪南町 5-15-28
連 絡 先	TEL 06-6621-1901 FAX 06-6621-1904
管 理 者	施設長 隈元まひる
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 14人 1歳児 29人 2歳児 29人 3歳児 30人 4歳児 32人 5歳児 32人
利 用 定 員	0~2歳児(3号認定) 72人 3~5歳児(2号認定) 94人
開 設 年 月 日	昭和29年4月5日(昭和29年第1回入所式)
事 業 所 番 号	2710051004200
HPアドレス	http://www.ikutokuen.jp/

3 施設の目的・運営方針

育徳園保育所(以下「当園」という。)は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児(以下「園児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域、様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷地		771.30 m ²
園舎	構造	鉄筋コンクリート造 3階建のうち1階～2階
	延べ面積	769.689 m ²

(2) 主な設備 *分園含む

設備	部屋数	備考
乳児室	2室	ひよこ組(0歳児) れんげ組(0～1歳児)
ほふく室	2室	もも組(1歳児) れんげ組(0～1歳児)
保育室	4室	ちゅうりっぷ組(2歳児)、さくら組(3歳児)、 たんぽぽ組(4歳児)、すみれ組(5歳児)
調理室	1室	本園
調乳室	2室	本園・分園
沐浴室	2室	本園・分園

5 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針(平成30年4月1日施行)を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び延長保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 障がい児保育

すべての子どもが共に健やかに育つ保育を実践します。

(3) 送迎

保護者の責において送迎を行ってください。送迎はできるだけ徒歩で行ってください。自転車やバギーを利用される方は、留め置きはできませんのでご注意ください。

6 職員の職種、員数

令和6年9月1日(予定)

職 種	員数	常勤	非常勤	備考
施設長	1	1		
副施設長	1	1		
保育主任	2	2		
保育副主任				
保育士	36	20	16	フルタイム 27 名
保育補助	5		5	
栄養士	1		1	
調理員	4	2	2	

当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
施設長	正規の勤務時間帯(8:30~16:45)
副施設長	正規の勤務時間帯(10:00~18:15)
保育主任	正規の勤務時間帯(7:00~19:15の間のローテーション勤務)
保育士・保育補助	正規の勤務時間帯(7:00~19:15の間のローテーション勤務)
栄養士	正規の勤務時間帯(8:00~14:30)
調理員	正規の勤務時間帯(8:00~16:45の間のローテーション勤務)

※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

・保育を提供する日は、月曜日から土曜日です。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は休園となります。

・別途、ゴールデンウィーク(4月30日~5月2日)、お盆期間中(8月13日~16日)及び冬休み期間中(12月25日~28日・1月4日~1月7日)は保育協力日としますので、保護者の勤務が休日の方はお休みにご協力をお願いします。

・土曜日の保育利用は勤務証明が必要ですのでご注意ください。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯に、就労等の理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、9時から17時までの範囲内で、保育を必要とする時間となります(実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します)。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時から9時まで又は17時から19時までの範囲内で、延長保育を提供いたします(延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります)。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	午前間食あり
2歳児	9時45分頃	11時頃15分頃	15時頃	〃
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立は毎月お知らせします。

※ 所外保育(遠足)の日はお弁当となります。(0・1歳児は給食を提供します。)

(3) アレルギー対応状況

医師が記入した生活管理指導票をご提出いただいた児童は、食物アレルギー対応マニュアルに基づき、できる限り除去食及び代替食に対応します。(対応の困難な場合はお弁当の持参となります)

※栄養士と直接、ご相談していただきます。

(4) 栄養士の配置状況

職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
園児の栄養指導及び管理	2	1	1	1名は調理員と兼任

10 利用料

(1) 特定教育・保育に係る利用料(保育料)

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

利用者負担金及び、お支払方法については、別表の通りです。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、すべての子どもが、共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき、当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が、本重要事項説明書等に同意された後に、保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、外科

医療機関の名称	田中外科医院
医師名	田中 純一
所在地	大阪市阿倍野区阪南町 5-24-20
電話番号	06-6691-1064

(2) 歯科

医療機関の名称	中岡歯科医院
歯科医師名	中岡 靖裕
所在地	大阪市阿倍野区阪南町 6-9-29
電話番号	06-6693-3336

15 緊急時の対応

保育中に、けがにより通院が必要になった場合は保護者に連絡をさせていただき、速やかに医療機関に受診いたします。また、身体に急変が生じた場合は当園の判断で救急要請を行う場合があります。ご理解をよろしくお願いいたします。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書、災害時マニュアルにより対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知機 無 ・非常警報装置 無 ・非常用電源 無 ・スプリンクラー 無 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。
一時避難場所	大阪市立阪南小学校

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に 1 回以上、職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成及び運用

18 要望・苦情等について

当園では要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています 令和 6 年 3 月現在

ご利用 相談窓口	・受付担当者 副施設長 辻野 晃弘 ・苦情解決責任者 施設長 隈元 まひる ・ご利用時間 8:30 ~ 19:00 ・電話番号 06-6621-1901 担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。
第三者委員	大川 明宏 (社福)今川学園 児童発達支援センターキンダーハイム
	山口砂生里 阿倍野区社会福祉協議会 高松地域福祉コーディネータ

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る意見箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険内容・保険金額

以下の保険に加入していただくことになります。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター園児事故共済保険
保険の内容	災害共済給付
保険料	365 円(年額)(保育所負担 155 円・保護者負担 210 円)

※詳しくは、別途配布する「独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済給付のご案内」をご確認ください。

以下の保険に加入しています

保険の種類	施設賠償責任保険
保険の内容	施設の責に帰する賠償保険

20 園児の利用状況(毎年度 5 月 1 日現在)

	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
0 歳児	21 人	13 人	12 人
1 歳児	28 人	32 人	28 人
2 歳児	31 人	32 人	31 人
3 歳児	32 人	31 人	31 人
4 歳児	31 人	32 人	31 人
5 歳児	31 人	32 人	32 人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	平成 27 年度 11 月受診	平成 28 年 3 月 WAM の HPI にて公表
自己評価の実施状況	毎年 1 回以上実施	

22 子ども・子育て支援法第 39 条第 3 項、第 5 項の規定により公表・公示された旨なし

23 当園におけるその他の留意事項

宗教活動 政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
個人情報保護	法人の定める個人情報保護方針に従い、適正な保護に努めます。 また、保護者等が撮影した園内、行事等での写真、また写真販売で購入した写真については、在園中、卒園後に関わらず、個人の SNS、ブログ等に掲載しないでください(動画を含む)。

別表

保育の提供に要する実費に係る利用者負担（価格改定等により、金額が変わる場合があります）

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由・目的	金額
給食費	3, 4, 5 歳児の給食費 (主食費 1,700 円 副食費 4,800 円)	月額 6,500 円
制服費	育徳園園児としての独自性 (2 歳児以上)	長袖トレーシャツ 2,520 円 長ズボン 2,520 円 半袖シャツ 2,000 円 半ズボン 1,190 円 黄カバン 1,450 円
教材費	個人で使用する用品です 【0, 1 歳児】 ・乳児用連絡ノート 1 冊約 3 か月分(180 円) 【2~5 歳児】 ・出席ノート(400 円) ・名札(150 円) ・カラー帽子(970 円) ・クレパス(610 円) ・粘土(360 円) ・粘土ケース(340 円) ・粘土板(650 円) 【3~5 歳児】 ・個人用のり(200 円) ・はさみ(410 円) 【4, 5 歳児】 ・サインペン(686 円) ・カスタネット(370 円) ・お道具箱(490 円)	新入園児 0.1 歳児 540 円 2 歳児 3,480 円 3 歳児 4,090 円 4 歳児 5,636 円 5 歳児 5,636 円 進級児 0.1 歳児 540 円 2 歳児 3,480 円 3 歳児 2,130 円 4 歳児 3,066 円 5 歳児 2,206 円 ※購入不要のものについてはご相談ください。
行事費	園外保育実費負担 遠足等の行事に係る交通費・入場料(2 歳児～5 歳児) 宿泊行事費(5 歳児) 概ね 5,500 円	実費 192～1,500 円 ※行き先により変わります。
その他	レンタル布団代 敷布団、シーツ、上掛け布団のセット	月額 1,573 円 ※希望者のみ
	写真代 写真業者に直接申し込み、支払いをお願いします。	L 版 1 枚 42 円～128 円
	PTA 会費	1 口 100 円(月額平均 6 口)
	口座振替手数料	1 回 110 円

2 時間外保育（延長保育）に係る利用者負担

標準時間認定——18:00～19:00 1 回利用につき 400 円 ただし、1 か月の上限は 3,500 円

短時間認定 —— 7:00～9:00 ・ 17:00～19:00 1 回(1 時間)利用につき 300 円(1 か月の上限はありません)
18:00～19:00 1 回利用につき 400 円 ただし、1 か月の上限は 3,500 円

※ 当園は、上記費用をすべて口座振替でお支払いいただきます。(手数料のご負担をお願いいたします)